

# 競技会に参加する選手、監督、競技役員の服装と用具に関する細則

## (目的)

- 第1条 本細則は、国民スポーツ大会スポーツクライミング競技全種目についての共通規定（以下「共通規定」という。）第27条による服装と用具に関して規定する。
- 2 この基準は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）が主管する国民スポーツ大会スポーツクライミング競技会（以下「国スポ競技会」という。）に適用する。

## （選手及び監督）

### 第2条 礼節

- (1) 競技場においては常に品位を保ち、節度ある行動をとること。
- (2) アテンプト待機中（アイソレーション・ゾーン、コール・ゾーン），アテンプト中，アテンプト終了直後の選手を除き、常に上衣、下衣は所属都道府県の正式なユニフォームを着用し、運動靴を使用すること（以下「正装」という。）。
- (3) 表彰式、記者会見、映像記録を伴うインタビューを受ける場合などでは必ず正装すること。
- (4) I Dカードは、明確に識別できるようにして所持すること。

### 2 広告の規制

アテンプト中に使用又は着用するすべての用具及び服装は、以下の広告規制に従う。

#### (1) 競技用ユニフォーム

競技用ユニフォーム上衣には、原則として所属する都道府県名を表示するとともに、都道府県章、都道府県のマスコット、都道府県体育（スポーツ）協会のマーク等、所属する都道府県を表すマーク・デザイン（以下、都道府県名とあわせて「都道府県名等」という。）を表示することができる。ただし、都道府県のマスコットについては、当該都道府県においてマスコットもしくはそれに準ずるものとして指定されていることを条件とする。その他の、文字及びロゴは認めない。メーカーの名称、称号、商標、ロゴ、その他特有の表示（以下「メーカー識別表示」という。）を除いて、いかなる形の広告や宣伝活動、コマーシャル等（以下「広告」という。）の表示がない衣服を着用するものとする。

① 製品に最初から着いていて取り外せない製造者を表す名称、ロゴ・マーク（いわゆる「ワンポイント」）で、各文字の高さ4センチメートル以内、ロゴ全体の高さ5センチメートル以内、全体の面積30平方センチメートル以内の長方形であること（以下「ワンポイント・ロゴ」という。）。

② 製造者を象徴的に表す図案で、袖の先端（上半身）及び袖の外側の縫い目沿い（上半身）、衣類の外側の縫い目沿い（上半身、下半身）に長さ10センチメートル以内の帶状に着いているもの（以下「帶状製品ロゴ」という。なお、「ワンポイント・ロゴ」と合わせ、以下「製品ロゴ」という。）。

③ これら例外的に認められる製品であっても、著しく目立つもの、衣類の品位を損なうものと審判長が認めたときは、使用を差し止めることができる。

(2) その他ハーネス、チョーク・バッグ、正式な競技用ユニフォームでない脚部の着衣、ヘッド・ウェア（ヘルメット、帽子、バンダナなど頭部に被るもの）、シューズ及び靴下については、製品ロゴ以外の広告表示は一切認めない。

### 3 アテンプト時における服装

選手は、アテンプト時においては、常に所属チームの正式な競技用ユニフォーム上下を着用すること。競技用ユニフォームはチーム内選手間で、色、形状、ロゴの位置等が同一のデザインでなければならない。ただし、同一都道府県の種別間ではデザインが異なっていても差し支えない。

### (競技役員の服装)

第3条 競技役員は、競技会々場においては、選手、監督、一般観客と識別できる衣類を着用し、IDを明確に識別できるようにして携帯しなければならない。

2 競技役員の上半身の服装は、審判員、ビレイヤー、競技運営役員ごとに統一することが望ましい。

3 競技役員の服装には大会名、大会協賛企業名、大会のロゴを入れることができる。その面積は制限しない。これ以外の広告は、製品ロゴを除いて一切認めない。

### 付 則

1 本細則の改廃は、常務理事会で行う。

2 本細則は、平成21年5月17日から実施する。

平成31年4月11日 一部改正

令和4年11月10日 一部改正

令和5年5月11日 一部改定